

公益財団法人松江市観光振興公社  
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び公益財団法人松江市観光振興公社定款（以下「定款」という。）第15条、第30条及び第31条の規定に基づき、役員、評議員及び顧問（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の支給)

第2条 定款第15条及び第30条に定めるとおり、常勤役員（理事のうち、本公社を主たる勤務場所とする者）に対しのみ報酬を支給するものとし、非常勤役員等（常勤役員以外）に対して報酬は支給しないものとする。

2 松江市の特別職、一般職員以外の非常勤役員等が、監事会、理事会、評議員会又は理事会又は評議員会が特別に招集する会議等に出席したときは、第3条第2項に基づき、費用弁償を支給する。

(報酬及び費用弁償額の算定方法)

第3条 常勤役員の報酬は、1人当たり年額360万円の範囲内で松江市と協議のうえ、理事会が定めるものとする。

2 第2条第2項の費用弁償の額は、一日につき一人3,000円とする。

(報酬及び費用弁償の支払日及び支払方法)

第4条 常勤役員の報酬の支払日及び支払方法は、「公益財団法人松江市観光振興公社職員の給与に関する規則第5条」に準ずる。

2 第2条第2項の費用弁償は、その都度、現金にて支払うものとする。

(旅費)

第5条 役員等が、職務のため旅行したときは、「松江市旅費支給条例」（平成17年松江市条例第51号）に基づき、旅費を支給する。

(公表)

第6条 この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項の規定による設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。